

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（目次）

変更前	変更後	変更理由
<p>目次</p> <p>(中略)</p> <p>II 特定原子力施設の設計, 設備</p> <p>(中略)</p> <p>2 特定原子力施設の構造及び設備, 工事の計画</p> <p>(中略)</p> <p>2.50 ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設・・・・・・・・・・ II-2-50-1</p> <p>2.51 ゼオライト土嚢等処理設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ II-2-51-1</p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>目次</p> <p>(中略)</p> <p>II 特定原子力施設の設計, 設備</p> <p>(中略)</p> <p>2 特定原子力施設の構造及び設備, 工事の計画</p> <p>(中略)</p> <p>2.50 ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設・・・・・・・・・・ II-2-50-1</p> <p>2.51 ゼオライト土嚢等処理設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ II-2-51-1</p> <p><u>2.52 放射性物質分析・研究施設別棟・・・・・・・・・・・・・・・・ II-2-52-1</u></p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>放射性物質分析・研究施設別棟 の設置に伴い新規記載</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.52 放射性物質分析・研究施設別棟）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(現行記載なし)	<p><u>2.52 放射性物質分析・研究施設別棟</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(以下、省略)</u></p>	<p>放射性物質分析・研究施設別棟の設置に伴い新規記載</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和8年2月24日 原規規発第2602241号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和8年3月6日から施行する。</u></p> <p>2. 第4条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 第9条、第11条、第18条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第81条及び第82条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和7年12月8日 原規規発第2512082号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p> <p>附則（令和7年8月20日 原規規発第2508201号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第61条については、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における新設エリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p><u>附則（令和7年3月28日 原規規発第2503282号） （施行期日） 第1条</u></p> <p><u>2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図については、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和6年12月18日 原規規発第24121811号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第5条及び第42条の2については、放射性物質分析・研究施設第2棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（ （施行期日） 第1条</u></p> <p><u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 添付1（管理区域図）の全体図及び放射性物質分析・研究施設別棟の管理区域図並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び放射性物質分析・研究施設別棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和8年2月24日 原規規発第2602241号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第4条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 第9条、第11条、第18条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第81条及び第82条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和7年12月8日 原規規発第2512082号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p> <p>附則（令和7年8月20日 原規規発第2508201号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第61条については、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における新設エリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和6年12月18日 原規規発第24121811号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第5条及び第42条の2については、放射性物質分析・研究施設第2棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p>	<p>放射性物質分析・研究施設別棟の設置に伴う変更</p> <p>重機足場、メガフロート等埋め立て部分及び浚渫用栈橋の管理対象区域への区域変更完了に伴う記載削除 （令和7年5月1日重機足場及びメガフロート等埋め立て部分の区域変更完了） （令和7年11月4日浚渫用栈橋の区域変更完了）</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付1 管理区域図</p> <p>(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p> <p>(中略)</p>	<p>添付1 管理区域図</p> <p>(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p> <p>(中略)</p>	<p>放射性物質分析・研究施設別棟の設置に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付2 管理対象区域図</p> <p>(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>添付2 管理対象区域図</p> <p>(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>放射性物質分析・研究施設別棟の設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和8年2月24日 原規規発第2602241号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和8年3月6日から施行する。</u></p> <p>2. 第4条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 第9条、第11条、第55条、第72条、第73条、第74条、第75条、第118条、第120条及び第121条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和7年12月8日 原規規発第2512082号） （施行期日） 第1条 2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和7年11月18日 原規規発第2511183号） （施行期日） 第1条 2. 第5条のうち、ゼオライト土嚢等処理設備については、ゼオライト土嚢等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p><u>附則（令和7年3月28日 原規規発第2503282号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図については、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和6年12月18日 原規規発第24121811号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については、放射性物質分析・研究施設第2棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 添付1（管理区域図）の全体図及び放射性物質分析・研究施設別棟の管理区域図並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び放射性物質分析・研究施設別棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和8年2月24日 原規規発第2602241号） （施行期日） 第1条 2. 第4条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 第9条、第11条、第55条、第72条、第73条、第74条、第75条、第118条、第120条及び第121条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和7年12月8日 原規規発第2512082号） （施行期日） 第1条 2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和7年11月18日 原規規発第2511183号） （施行期日） 第1条 2. 第5条のうち、ゼオライト土嚢等処理設備については、ゼオライト土嚢等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和6年12月18日 原規規発第24121811号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については、放射性物質分析・研究施設第2棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p>	<p>放射性物質分析・研究施設別棟の設置に伴う変更</p> <p>重機足場、メガフロート等埋め立て部分及び浚渫用栈橋の管理対象区域への区域変更完了に伴う記載削除 （令和7年5月1日重機足場及びメガフロート等埋め立て部分の区域変更完了） （令和7年11月4日浚渫用栈橋の区域変更完了）</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付1 管理区域図</p> <p>(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p> <p>(中略)</p>	<p>添付1 管理区域図</p> <p>(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p> <p>(中略)</p>	<p>放射性物質分析・研究施設別棟の設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付2 管理対象区域図</p> <p>(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>添付2 管理対象区域図</p> <p>(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>放射性物質分析・研究施設別棟の設置に伴う変更</p>